



発行 東京都

目次

37

規則

- 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則：（福祉保健局保健政策部疾病対策課）
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則：（福祉保健局生活福祉部保護課）

規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十九号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

- 4 第八条第一項の規定にかかわらず、平成二十六年六月三十日において第六条第一項の規定により医療費助成の対象者（第八条第一項の表二の項又は四の項に掲げる対象者（別表第一の第一類に掲げる疾病のうち、スモンに係る対象者及び同表の第四類に

掲げる疾病に係る対象者を除く。）に限る。以下同じ。）として認定を受けている者及び同日までに第五条第一項の規定により申請を行い、医療費助成の対象者として認定を受けた者に係る医療費助成の助成期限は、平成二十六年十二月三十一日とする。この場合においては、当該認定に係る第十条第一項及び第三項に規定する更新の申請を要しないものとする。

- 5 第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、平成二十六年七月一日から同年十二月三十一日までの間に第五条第一項の規定により申請を行い、医療費助成の対象者として認定を受けた者に係る医療費助成の助成期限は、同日とする。

附則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十二年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

- 第一条第一項中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改め、「第七十七条第二項」の下に、「第七十八条の二第一項」を加え、「権限は」を「権限を、法第五十五条の四第二項の規定に基づき、同条第一項、第五十五条の五及び第七十八条の二第二項に規定する知事の就労自立給付金の支給に関する権限を」に改め、「これを」を削る。

- 4 第四条第一項中「生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号。以下「省令」という。）第二条第一項の規定に基づく申請の書面」を「法第二十四条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する申請書」に改め、同条第二項中「省令第二条第三項の規定に基づく申請の書面」を「生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号。以下「省令」という。）第一条第五項に規定する申請書」に改め、同条第三項中「第二条第四項」を「第一条第六項」に改める。

第五条の見出し中「決定通知書」の下に「等」を加え、同条中「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項」に、「同条第五項」を「同条第九項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第二十四条第八項に規定する通知は、保護開始通知書（別記第十九号の二様式）によりこれを行う。

第七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「調査の嘱託」を「書類の閲覧若しくは資料の提供」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

福祉事務所長は、法第二十八条第二項の規定により報告を求めるときは、扶養義務者報告依頼書（別記第十九号の三様式）によるものとする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（就労自立給付金申請書等）

第十七条の二 省令第十八条の四第一項に規定する申請書の様式の標準は、就労自立給付金申請書（別記第三十六号の二様式）とする。

2 福祉事務所長は、法第五十五条の四第一項の規定に基づき、就労自立給付金の支給を決定したときは、就労自立給付金決定通知書（別記第三十六号の三様式）により、申請者に通知するものとする。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

第十九条 法第七十八条の二第一項又は第二項の規定により、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）又は就労自立給付金から法第七十八条に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出の様式の標準は、徴収金充当申出書（別記第三十九号様式）とする。

別記第三号様式中「(失)失対」を削り、「未・特」を「未」ひ、「失・事・年」を「事・年」に、「特・交」を「交」に改める。

別記第七号様式(裏)中「精」を「知」に改める。

別記第十一号様式を次のように改める。

第11号様式(第4条関係)

東京都 福祉事務所(支庁)長殿		申請者 住所 町 丁目 番地		氏名		要(被)保護者との関係		電話番号		保護決定 ※ 調書番号	
現在住んでいるところ		町 丁目 番地		現在のとこ ろに住み始 めた時		年 月 日		年 月 日		世帯番号	
人員	おりがな氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態			
1			男女								
2			男女								
3			男女								
4			男女								
5			男女								
6			男女								
7			男女								
8			男女								
9			男女								
10			男女								
家族のうち、別なところに住んでいる者があるときは、その名前と住んでいるところ 親職その他により収入を得て生活を維持するためにと んなことをしたか。											
世帯主又は家族との関係			氏名			住所			今まで受けた援助 将来の見込み		
保護を申請する理由											

別記第十二号の二様式(裏中「30万円」を「100万円」に改める。  
 別記第十三号様式中「あて」を「宛」に、「30万円」を「100万円」に改める。  
 別記第十四号様式中「らん」を「欄」に、「30万円」を「100万円」に改める。  
 別記第十四号の二様式を次のように改める。

第14号の2様式(第4条関係)

同意書

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私の以下に掲げる事項につき、貴職が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私の雇主その他の関係人に報告を求めることに同意します。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- 3 健康状態
- 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住所  
氏名



東京都 福祉事務所(支庁)長 殿

生細No. 14-2 (日本工業規格A列4番)

第19号の2様式(第5条関係)

第 年 月 日 号

宛

東京都 福祉事務所(支庁)長 印

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたに当たる さんに対して、生活保護法による保護の開始を決定いたしますので、生活保護法第24条第8項の規定に基づき通知します。

氏名	
保護の開始の申請があった日	

(参考)

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第24条

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対し、書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定められる場合は、この限りでない。

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当所(支庁)において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

生細No.19—2 (日本工業規格A列4番)

第19号の3様式(第7条関係)

第 年 月 日 号

宛

東京都 福祉事務所(支庁)長 印

生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告について(依頼)

あなたに当たる さん(住所 )は現在生活に困っておられて、当福祉事務所では生活保護(の申請を・を受給)なさっていません。

生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができるとなっています。

つきましては、保護の決定や実施などのため必要がありますので、年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

※ 「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当所(支庁)において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(特記事項)

(参考)

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第28条

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の履行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができるとなっています。

生細No.19—3 (日本工業規格A列4番)

別記第二十号様式を次のように改める。

第20号様式(第7条関係)

(表)

第	年	月	号
殿			
東京都	福祉事務所(支庁)長		
	印		

生活保護法第29条の規定に基づく調査について(依頼)

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当所(支庁)において情報の秘密の保護に万全を期していただきますので念のため申し添えます。

記

なお、参考法令は、裏面に記載してあります。

生細No. 20 (日本工業規格A14番)

(裏)

(参考)

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。  
2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

生活保護法

第44条 保護は、生活に困難する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。  
2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第24条

保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

四

要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)第3条第2項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対して、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一

要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であった者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

2

別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

別記第三十六号様式の次に次の二様式を加える。

第36号の2様式(第17条の2関係)

就 労 自 立 給 付 金 申 請 書

年 月 日

東京都 福祉事務所(支庁)長 殿

申請者 住所 町 丁目 番地 方

氏 名 印

就労自立給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 関係書類
- 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男・女	年 月 日 ( 歳)
	男・女	年 月 日 ( 歳)
	男・女	年 月 日 ( 歳)
	男・女	年 月 日 ( 歳)

生細No. 36—2 (日本工業規格A列4番)

第36号の3様式(第17条の2関係)

(表)

就労自立給付金決定通知書

第 年 月 日 号

宛 東京都 福祉事務所(支庁)長 印

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金の支給を、次のとおり決定しましたから通知します。

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

(備考)

- 1 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由
- 2 この決定に不服があるときにできる審査請求についての説明は、裏面に記載してあります。
- 3 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりませんが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

生細No. 36—3 (日本工業規格A列4番)

(裏)

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき教示

この決定に不服があるときには、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第三十八号様式の次に次の一様式を加える。

第39号様式(第19条関係)

徴 収 金 充 当 申 出 書

年 月 日

東京都 福祉事務所(支庁)長 殿

申請者 住所 町 丁目 番地 方

氏 名

①

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。))及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴職と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を次の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの保護金品等より次のとおり 年 月 日 付費用徴収決定通知による法第78条の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

(支払方法)

生細No. 39 (日本工業規格A14番)

附則

- 1 この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の生活保護法施行細則別記第三号様式、第七号様式、第十一号様式、第十二号の二様式から第十四号様式まで及び第二十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行

東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七號  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 112-0002

